教育に関する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価報告書 (平成22年度実績)

平成23年8月

室蘭市教育委員会

一 目 次 一

| Ι | Ķ | 検・ | ・評価制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ $oldsymbol{1}$ | |
|--------------------------------------|--|--------------------|---|--|
| - | 1 | 経総 | = | |
| 2 | 2 | 目白 | | |
| 3 | 3 | 対象 | 東事業の考え方 | |
| 4 | 4 | 学記 | 戦経験者の知見の活用 | |
| п | | . 1 全 . | ・ 評価の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 | |
| _ | | | ・計画の結果 目ら学び、うるおいのある活きた学力の育成と豊かな心と健やかな身体の育成につ | |
| 7 | 第1 自ら学び、うるおいのある活きた学力の育成と豊かな心と健やかな身体の育成につ いて | | | |
| | | 1 | 「確かな学力」を育む教育課程の編成継続について・・・・・・・・4 | |
| | | 2 | 思いやりのある豊かな心を育む教育について・・・・・・・・・・ 7 | |
| | | 3 | 児童生徒の生活習慣に関する指導について・・・・・・・・・・9 | |
| | | 4 | 家庭教育への支援充実への取り組みについて・・・・・・・・・10 | |
| | | 5 | 地域とともに歩む開かれた学校づくりについて・・・・・・・・11 | |
| | | 6 | 特別支援教育の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・12 | |
| | | 7 | 特色ある教育活動の充実について・・・・・・・・・・・ 14 | |
| | | 8 | 私学に対する支援について・・・・・・・・・・・・・16 | |
| 第2 安心・安全に学べる教育環境の整備について | | | と心・安全に学べる教育環境の整備について | |
| | | 9 | 不審者対策および虐待問題への取り組みについて・・・・・・・・・17 | |
| | 1 | 0 | 学校における子供の安全確保について・・・・・・・・・・19 | |
| | 1 | 1 | 子どもの安心・安全を地域で守り育てる体制の整備や啓発活動について・・・21 | |
| | 1 | 2 | 放課後の児童対策について・・・・・・・・・・・・・・・22 | |
| | 1 | 3 | 学校給食について・・・・・・・・・・・・・・・・・・23 | |
| | 1 | 4 | ニート、ひきこもり、不登校など子ども・若者の抱える問題への | |
| | | | 対応について・・・・・・・・・25 | |
| | 1 | . 5 | 学習環境の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・26 | |
| 复 | 有3 | 3 4 | 上涯学習の推進について | |
| | 1 | 6 | 社会教育の環境づくりについて・・・・・・・・・・・・28 | |
| | 1 | 7 | 文化振興について・・・・・・・・・・・・・・・・29 | |
| | 1 | . 8 | 図書館活動等の充実について・・・・・・・・・・・・・・・31 | |
| | 1 | 9 | 男女平等参画社会の形成について・・・・・・・・・・・・・33 | |
| | 2 | 0 2 | スポーツ振興について・・・・・・・・・・・・・・・・・35 | |
| ш | Ⅲ 学識経験者の意見 | | | |
| | ק 1 | | 主級句の思元 礼提出者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37 | |
| | | | 食及び評価に関する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38 | |
| - | - | /ii 13 | | |
| <参考資料> | | | | |
| 平成22年度 室蘭市教育行政方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・43 | | | | |

I 点検・評価制度の概要

1 経緯

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)が改正され、平成20年4月から施行されました。

そのため、本市としても、平成20年度から「教育委員会の責任体制の明確化」を 目指すため、同法第27条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務 の管理及び執行の状況の点検及び評価(以下「点検・評価」という。)を実施するもの です。

2 目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている行政 委員会であります。その特性は、専門的な行政官で構成される事務局を、多様な属性 を持った複数の委員による合議により、専門家の判断のみによらない、広く地域住民 の意向を反映した教育行政を実現するものです。

事務の点検・評価は、上記地教行法第27条の規定に基づき、教育委員会が、教育 長以下の事務局を含む広い意味での教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評 価をすることにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任 を果たすことを目的としています。

3 対象事業の考え方

本年の点検・評価の対象事業は、これまでの考えに基づき平成22年度分の事業実績としました。その対象範囲は、学校での学習指導・生徒指導に関することや社会教育に関することなど地教行法第23条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務をはじめ、市長の補助執行として行っている事務を含む、本委員会が所管するすべての事務としています。

事業のまとめ方については、平成22年度室蘭市教育行政方針に位置付けられ、室 蘭市教育委員会において実施した主な施策・事業等を網羅する形で対象事業を選定し ました。

4 学識経験者の知見の活用

地教行法第27条第2項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を行うため、教育委員会が行った施策・事業等の実施状況についての点検及び評価の客観性を確保し、今後の取組に向けた活用を図るため、今年度も教育に関して学識経験を有する方から点検及び評価に関する意見や助言をいただきました。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の既定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅱ 点検・評価の結果

今年度についても、室蘭市教育委員会で示した平成22年度の教育行政方針に基づき、この教育行政方針に掲げられた重点項目に盛り込まれた施策・事業の内容と成果について点検・評価を実施しました。

なお、教育行政方針の詳しい内容につきましては、<参考資料>平成22年度室蘭 市教育行政方針を参照してください。

第1 自ら学び、うるおいのある活きた学力の育成と豊かな心と健やかな身体の育成について

点検・評価項目

1 「確かな学力」を育む教育課程の編成継続について

平成22年度の取組状況

【教師の授業力向上】

学力の向上に向けては、教師の資質および授業力向上が欠かせないため、昨年度と同様に研究奨励校を小・中1校ずつ指定し、小学校は地球岬小学校、中学校は星蘭中学校となった。研究奨励校の指定を受けた2校は、確かな学力を育む学習指導の工夫を図るために公開研究授業を開催して、その2年間の研究の成果と課題をまとめた研究紀要を発刊して各学校などへ公表した。

教育研究所として、新学習指導要領のねらいを目的とした公開授業を6回、生徒指導と教科指導の研修講座を3回、情報機器の講習会を1回実施し、各学校の教育課題の解決を図る方略の一助として情報の発信と実践力の向上を図った。

小・中学校1校ずつ2校をパイロットスクール事業指定校(※注1)として公開研究会を行ない、研究の成果を広く市民や市内小・中学校に公開した。

【各学校の学力状況の把握と学力向上改善プランの作成】

全国学力学習状況調査(※注2)に加え、本市独自の標準学力調査を小学校3年、5年、中学校2年で実施し、各小中学校にはこの結果を分析するとともに、今後の具体的な学習の手立てなどを示した学力向上改善プランの修正を行ない、教育委員会への提出を求めた。

【指導主事による学校訪問での指導助言】

平成22年度より、市内全小中学校の校内研修に関わる授業研究に、胆振教育局および本市指導主事が参加し、指導助言を行った。

成果・課題等

≪成果≫

【教師の授業力向上】

研究奨励校である星蘭中学校では、生徒の学習状況を把握できるよう工夫されたノートの活用や各教科の内容や到達目標、評価基準を示した指導計画書(シラバス)の取組みの成果が、北海道教育委員会の研究実践表彰を受賞して広く道内に紹介されたほか、公開授業研究会を通して、市内の小中学校に研究成果を発表できた。

地球岬小学校では、各教科で討論や話合い活動を意図的に学習過程に取り入れる実践研究を通して、思考力や判断力、表現力を育む教育研究に取り組み、児童の学習意欲や活用力において向上が見られた。

教育研究所の公開授業や研修事業には、市内の多くの教員が参加し、研究協議が実施された他、成果と課題を自校に持ち帰り、日々の授業実践に活かしている。

【各学校の学力状況の把握と学力向上改善プランの作成】

全国学力学習調査の結果は、全国との比較において学力の差は縮まって来ている。

特に中学校の国語については、全国平均と同位置まで向上した。

本市独自の標準学力調査の結果は、全国との比較において、小学校は国語・算数とも に半数の学校が同程度、それ以外の学校はやや低いおよび低い。

中学校は国語が半数の学校で全国と同程度、それ以外の学校はやや低い。数学は半数以上の学校が全国より高く、それ以外の学校はやや低い。英語は大多数の学校が全国より高く、それ以外の学校は全国と同程度の結果であった。

各学校では各調査を分析した上で、指導計画の改善と修正を実施し、児童生徒の実態 に即したきめ細かな指導など、具体的な学習の手立てや指導方法について実践できた。

【指導主事による学校訪問での指導助言】

市内全小中学校の校内研究に係る授業研究会に、胆振教育局および本市指導主事が参加して、新学習指導要領の指導内容や指導方法の工夫改善に係わる指導助言が実施でき、確かな学力を育成する観点において成果があった。

≪課題≫

【教師の授業力向上】

今後も引き続き、教師の指導力向上を目的とした研究奨励校の指定と併せて、教育研究所における先進的な研究実践を継続しながら、指導理論が教育実践に結びつく取り組みが必要である。

【各学校の学力状況の把握と学力向上改善プランの作成】

全国学力学習調査や本市独自の標準学力調査の結果分析を継続して進め、各学校の児童生徒の実態に即した学力向上改善プランの修正を適宜実施し、市内全小中学校が全国水準の学力に達するように、スピード感をもって実効性のある具体的な取り組みを推進していく必要がある。

【指導主事による学校訪問での指導助言】

本市の課題の一つであった指導主事の訪問が市内全小中学校で実施できるようになったが、学校によっては校内研修の体制に差があり、引き続き指導主事の指導助言等が必要である。

今後の展開の考え方

【教師の授業力向上】

校内研究による授業実践がさらに活性化するよう、授業改善や授業評価の取り組みや 指導主事の効果的な活用などに向けて共同研究体制を確立していく。

【各学校の学力状況の把握と学力向上改善プランの作成】

各学校が児童生徒の実態に即し作成した学力向上改善プランの見直しや修正を実施 し、より効果的な学習活動が実践できるよう指導・助言に努める。

また、本市の学力向上策について、市内統一した実践を行うために、早々に短中期の 基本計画を策定する必要がある。

【指導主事による学校訪問での指導助言】

今後においても、引き続き指導主事の学校訪問による指導助言等を行う中で、教師の 指導力向上を図っていきたい。

●担当課

「指導班」

※注1 パイロットスクール事業指定校とは、本市教育委員会が、毎年小・中学校それ

ぞれ $1\sim 2$ 校を指定し、保護者や地域に対して公開授業研究発表会を行っている学校。

注2 全国学力学習状況調査とは、平成19年より全国の小中学校の最高学年(小学6年生、中学3年生)全員を対象に、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を目的に実施している。実施教科は小学校6年生で国語と算数、中学校3年生で国語と数学の2教科を実施。それぞれの教科において知識問題と活用問題の2種類のテストに分けられている。

第1 自ら学び、うるおいのある活きた学力の育成と豊かな心と健やかな身体の育成について

点検・評価項目

2 思いやりのある豊かな心を育む教育について

平成22年度の取組状況

1. 豊かな心と命を大切にする心を育むとともに、自然体験や社会体験を活かした道徳の時間の充実を図った。

【自らの生き方の自覚を深める道徳的実践力の育成と体験活動の工夫】 【道徳推進教師を中心に、全教師が協力して道徳の時間の充実を図る】

2. 児童生徒理解を深め、社会性や豊かな人間関係の確立を図る積極的な生徒指導の推進を図った。

【発達段階に応じた多様な体験活動の推進と自己指導力の向上】

3. いじめ・不登校等の未然防止および早期発見・早期対応を図った。 【心に寄り添う生徒指導と学級経営、教育相談体制の充実】 【校内体制の整備と関係機関との連携】

成果・課題等

≪成果≫

道徳教育については、道徳推進教師が学校で1名専任され、年間指導計画を各学校の行事や各教科と関連付けしたものに整備したほか、市内全小中学校に道徳副読本を配備し、教育活動全体を通して道徳的実践力の育成が図られた。

社会性や豊かな人間関係の確立を図る生徒指導の推進としての取り組みは、学校行事や発達段階に応じた多様な体験活動を通して、自己指導力の向上を図る取り組みが行われた。

いじめ・不登校等の未然防止及び早期発見・早期対応については、各学校年2回以上のいじめ調査を実施するとともに、教育相談体制の充実を図り、心に寄り添う生徒指導と学級経営に努めた。

≪課題≫

道徳教育については、その要となる「道徳の時間」の指導について、教師の指導力に差があることから、今後においても校内研修や授業研究、教育委員会が開催する道徳推進教師研修会を通して、その向上に努めたい。

本市の課題として、全国学力学習状況調査の結果から、規範意識の醸成があげられており、引き続き、学校行事や多用な体験活動を通して、自己指導力の向上に努めたい。

いじめ・不登校の件数は、横ばい傾向にあるものの、引き続き警戒を要する域にあり、いじめ調査の回数増や不登校児童生徒の支援のため、専門相談員や訪問アドバイザー(スクール・ソーシャルワーカー)、指導主事で構成している専門チームを、全小中学校に訪問させるなど、実態把握と早期登校復帰に向けての各小中学校との協議を継続する必要がある。

今後の展開の考え方

道徳教育については、社会生活上のルールやモラルなど、豊かな心と自らの生き方の自覚を深める力を育成するため、家庭や地域社会、関係団体との一層の連携強化に努める。

生徒指導の推進として、規範意識の醸成や自己指導力の向上を図るため、引き続き外部の人材を講師として招くなど、関係機関と連携した取り組みが必要である。

いじめ・不登校等の未然防止及び早期発見・早期対応については、各学校年2回以上のいじめ調査を年3回以上実施にするとともに、指導の状況とその経過などについてきめ細かな状況把握に努めたい。

●担当課

「指導班」

第1 自ら学び、うるおいのある活きた学力の育成と豊かな心と健やかな身体の育成について

点検・評価項目

3 児童生徒の生活習慣に関する指導について

平成22年度の取組状況

- ・栄養教諭が行う食育指導としては、小学生を対象としたカルシウム指導を19校、リクエスト献立指導を18校、給食式バイキングを19校に対して実施した。また、中学生を対象のリクエスト献立指導も5校実施した。
- ・また、食育指導の学校訪問時には食のアンケート調査を実施し、児童生徒の朝食等に 関する実態調査を行なった。
- ・年度当初に各小中学校で作成する「食に関する指導の全体計画の作成」に積極的に参画した。
- ・学力向上に向けて、「早寝、早起き、朝ご飯」の取り組みを進めたほか、学力テスト 等を活用して、児童生徒の生活習慣の調査を行った。

成果・課題等

≪成果≫

- ・学校給食を生きた教材として活用し、栄養や食事の取り方等の正しい食の基礎知識を 児童生徒に理解させた。
- ・アンケート調査の結果から、生活習慣に関する原因などを分析し、食育指導に役立てた。 また、アンケートの結果については、全保護者に対して「食通信」などを配布し、食の 大切さを周知させた。

≪課題≫

- ・現在、給食センターで行なっている給食調理従事者への指導管理や衛生管理が、栄養教 諭の業務にかなりのウエイトを占めるため、本来の食育指導の時間をこれ以上増やすこと が、現状では困難である。
- ・児童生徒の学力向上に向けてこれまでの学力テスト等の調査分析を行った結果、学習習慣・生活習慣の改善が必要と結論になった。

今後の展開の考え方

- ・児童生徒の一人ひとりが正しい食事のあり方、望ましい食習慣を身につけ学んだことが 日常生活で生かすことが出来るよう、今後とも継続的な食育指導を行なっていく必要があ るため、給食調理業務の民間委託を進め栄養教諭の軽減を図る。
- ・「早寝・早起き・朝ご飯」運動の啓発と学力向上改善プランに基づいた学習習慣の改善を 図るために「学力向上基本計画」を策定して、学校や保護者に学力向上に向けた学習習慣・ 生活習慣への取組み周知を行う。

● 担当課

「学校給食センター」「指導班」

第1 自ら学び、うるおいのある活きた学力の育成と豊かな心と健やかな身体の育成について

点検・評価項目

4 家庭教育への支援充実への取り組みについて

平成22年度の取組状況

【学びと育ちを支える環境づくりの推進】

- ◎親の資質向上と子どもの健全な成長を目指す家庭教育への支援充実に向けたセミナーの開催実績(年間31回のセミナー開催、参加者数611名)
 - ●3、4歳児と親のセミナー
 - ・親子一緒の運動や歌・リズム体操と講話・情報交流。「港南及び港北児童センターで12回開催。延参加者300名。」
 - ●子育て出前セミナー
 - ・親子一緒の運動や絵本読み聞かせとの講話・情報交流。「市民会館と子育て相談ふれあいセンターで5回開催。延参加者140名。」
 - ●地域セミナー
 - ・親へ学習機会や情報提供をして、家庭や地域の教育力の向上を図る。「高砂小と八丁平小2校で10回開催。延参加者86名。」
 - ●児童子育てサロン
 - ・子育で中の親を対象としたサロン、「女性センター2回開催。参加者15名。」
 - ●幼稚園・保育所・小学校父母と教育・保育職員の集い
 - ・次のステップである小学校への円滑な移行を図るための集いとして、「海陽小・絵 鞆小2校で2回開催。参加者70名。」

成果·課題等

〈成果〉

各セミナー終了後のアンケート調査結果から、夫がその日のセミナー資料を一生懸命 読み子育てへの理解を深め協力する姿や、若い母親の日常の子どもへの関わりや育児に 不安、迷い、自信喪失等が、講話学習やママ友との意見交流等で解消されてきている 等々、支援の効果が見て取れる。

〈課題〉

保護者の要望を踏まえた魅力あるセミナー等の開催と参加しやすい日程や場所の検討及び市民周知を図る必要がある。

今後の展開の考え方

- ・様々な機会を利用して、保護者ニーズを把握したセミナーとなるよう内容検討を行う。 ・各セミナーの周知に向けては、関係機関(幼稚園や保育所・小学校等)へのポスター 掲示、マスコミへの案内報道依頼のほか、セミナー参加者にもその友人・知人への口コ ミ案内等、広く伝わるようにも努めたい。
- ・開催するセミナーでは、理解しやすいよう配布資料への工夫、参加者の自由な意見交 換等が可能となるよう運営面にも配慮しながら、親の資質向上と子どもの健全な成長に つながるよう検討を進めて行く。

●担当課

「生涯学習課」

第 1 自ら学び、うるおいのある活きた学力の育成と豊かな心と健やかな身体の育成について

点検・評価項目

5 地域とともに歩む開かれた学校づくりについて

平成22年度の取組状況

【地域とともに歩む学校づくり】

港北中学校区をモデル地区に指定し、最終年度を迎えた学校地域支援本部事業は、地域や町内会と小中学校間による推進協議会を適宜開催する中で事業内容の確認をしながら取り組みの充実を図った。また、本事業の今後の展望を期して、シンポジウムを港北中学校で開催し、3年間の成果と課題を討論形式で実施した。

成果・課題等

≪成果≫

【地域とともに歩む学校づくり】

本事業の推進協議会を適宜開催する中で、地域と学校相互においてメリットのある事業展開を実施できた。特に、学校教育では、子ども達の学びの広がりが随所で見られ、児童生徒の安心安全を守る取り組みや施設整備等の協力により、落ち着いた学校環境が創られた。

また、町会行事に参加する子ども達が徐々に増加し、地域の方々と子供たちが直接触れ合う機会が得られ、情操面においても大きな成果があった。

≪課題≫

地域や町会から学校への支援要望が少なかったことや各学校の授業の関係から、地域の要請すべてに応えることができなかった。

今後の展開の考え方

【地域とともに歩む学校づくり】

港北中学校区をモデル地区に実践研究してきた「学校を地域が支える体制づくり」については、モデル事業の展開は終了するが、その成果と課題を総括し、現在、各中学校区で展開している同様の活動が円滑に進むよう、情報提供や助言に努めるとともに、地域とともに歩む開かれた学校づくりを一層推進していかなければならない。

●担当課

「指導班」

第1 自ら学び、うるおいのある活きた学力の育成と豊かな心と健やかな身体の育成について

点検・評価項目

6 特別支援教育の充実について

平成22年度の取組状況

特別支援教育コーディネーターを活用した教育相談の実績

162件 (H21) \rightarrow 152件 (H22)

特別支援教育支援員の配置拡大

特別支援学級 19人 (H21) \rightarrow 23人 (H22) 通常学級 9人 (H21) \rightarrow 10人 (H22)

成果・課題等

≪成果≫

養護学校・ろう学校などの協力を得ながら、小中学校へ特別支援教育コーディネーター (※注1)を派遣して教育相談を行い、発達障がいのある児童生徒への適切な指導と支援 に継続して取り組むことが出来た。

また、特別支援教育支援員(※注2)の増員や配置の工夫等を行い、障がいのある児童 生徒の支援体制の充実・強化を図ることが出来た。

≪課題≫

特別支援教育に対する理解への取り組みや支援体制を整備したこと等により、希望する 児童生徒が年々増加しており、これらに対応して、今後もきめ細かな支援を続けていくた めには、学校コーディネーターや担当教諭、支援員に対する研修の拡充により資質の向上 を図る必要がある。

また、小1プロブレム(※注3)への対応として、幼稚園・保育所との更なる連携強化や就学前児童の保護者への特別支援教育に対する理解の促進を図る必要がある。

今後の展開の考え方

≪今後の展開≫

対象児童生徒の増加に対応した指導・相談体制の強化を図り、保護者への相談支援や関係職員への研修を充実させていく。

また、就学前児童の小学校入学にあたり円滑な受入体制をとることができるよう、幼稚園・保育所との定期的な情報交換を行い、保護者への就学相談や情報提供を積極的に進めていく。

●担当課

「指導班 学校教育課」

- ※注1 特別支援教育コーディネーターは、特別支援学校の教員の専門性を活かし、地域 における特殊教育に関する相談のセンター的な機能を推進する役割として、小中学 校を訪問し担任への指導支援、校内体制の助言等を行います。
- ※注2 特別支援教育支援員は、小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、 排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障が

いの児童生徒に対し学習活動上のサポート等を行います。

※注3 小1プロブレムとは、環境の変化等により小学校に入学したばかりの児童が落ち 着いて教師の話を聞けず、騒いだり教室を歩き回るなど授業が成立しない問題。

第1 自ら学び、うるおいのある活きた学力の育成と豊かな心と健やかな身体の育成について

点検・評価項目

7 特色ある教育活動の充実について

平成22年度の取組状況

- 1 小学校の外国語活動の充実のため、外国語指導助手(ALT)を1名増員することによって、小学校で年間35時間実施の外国語活動に12回程度ALTの派遣が可能となった。
- 2 ものづくりのまち室蘭に関連する事業として、室蘭工業大学との連携や職場体験 学習を通して児童生徒の生き方や望ましい職業観・勤労観を育む進路指導の充実 に努めた。
- 3 郷土室蘭の豊かな自然や環境に親しみを持ち、人間と環境との関わりについて理解を深めるため、港ふるさと体験学習を引き続き実施した。
- 4 環境保全に主体的にかかわる態度を育成する目的から環境教育教材として、5つの中学校と2つの小学校及び青少年科学館に太陽光発電装置を導入し、学習効果を高めた。また、市経済部と連携した環境教育を実施した。

成果・課題等

≪成果≫

小学校の外国語活動の充実のため、外国語指導助手(ALT)を外国語活動に派遣可能 となり、生の英語に触れる機会を通して、コミュニケーション能力の育成を図ることがで きた。

室蘭工業大学との連携したものづくり体験活動や中学校の総合的な学習の時間で実施している職場体験学習を通して、望ましい生き方や職業観・勤労観を育む進路指導の充実が図られた。

港ふるさと体験学習では、北海道大学水産学部海藻研究所や市農水産課、海上保安庁、 市内企業の協力を得て、ふるさと室蘭の文化や産業を勉強したり、人間と環境との関わり について理解を深めることができた。

環境教育教材として、5つの中学校と2つの小学校および青少年科学館に太陽光発電装置を導入し、環境保全に主体的に関わるための環境学習の効果を高めると共に関係部局と連携した環境教育も実施した。

≪課題≫

小学校へのALTの派遣については、各学校とも同じ回数となっているが、学校規模も 考慮した派遣回数を検討する必要がある。 今後も室蘭工業大学や関係団体等と連携したものづくり体験活動について、市長部局や 関係団体と連携協議しながら、その充実を図る必要がある。

港ふるさと体験学習については、各学校や子ども達からも好評の事業なので今後も関係 機関や団体の協力を得ながら、事業内容の充実に努める必要がある。

環境教育については、太陽光発電装置を活用した特設授業の開設など、設備を利用した、より学習効果を高める取り組みが必要である。また、関係企業や関係部局と連携した環境教育の充実を図る必要がある。

今後の展開の考え方

小学校へのALTの派遣については、外国語学習の充実を図るため、クラス数を考慮して学校規模に応じた派遣回数に変更して実施して行く。

ものづくり体験活動等については、今後も室蘭工業大学や関係団体等と連携協議する機会を設けて、その充実に努めたい。

港ふるさと体験学習については、関係企業や団体との連絡会議において調整を図るなど、この事業の充実に努める。

環境教育の充実について、環境保全に主体的に関わる態度を育成する観点からも、既存施設の活用や外部講師による特設授業を、市内企業や関係部局と連携し、充実を図って行く。

●担当課

「指導班」

第1 自ら学び、うるおいのある活きた学力の育成と豊かな心と健やかな身体の育成について

点検・評価項目

8 私学に対する支援について

平成22年度の取組状況

私立幼稚園、高等学校、専修学校へ特色ある教育活動への補助と平成21年より施設の 老朽化に伴う校舎、園舎の大規模改修に対しての補助を行っている。

高校への助成 教育振興補助13,000千円

専修学校への助成 教育振興補助 3,000千円 大規模改修 10,000千円

幼稚園への助成 教育振興補助 5,500千円 大規模改修 10,000千円

成果・課題等

≪成果≫

少子化の影響を受け入学者数も減少が続いており、このため私学の経営が厳しい状況となっているため、私学の特色ある教育活動への支援を継続するとともに、老朽化した校舎等の大規模改修に対しても補助を行い私学支援の充実を図ることが出来た。

≪課題≫

私立高校においては平成22年度から国の就学支援金などの補助制度が創設され、保護者の授業料負担が軽減されたが、依然として景気の低迷が続く中、学校や保護者に対する経済的支援の更なる充実が課題となっている。

今後の展開の考え方

少子化の影響による入学者数の減少と施設の老朽化等により厳しい状況が続く私学経営に対して、今後も助成の充実を国や道へ要望して行く。また、本市単独による私立学校等に対する支援を継続し、教育の振興を図る。

●担当課

「学校教育課」

第2 安心・安全に学べる教育環境の整備について

点検・評価項目

9 不審者対策および虐待問題への取り組みについて

平成22年度の取組状況

不審者被害対策については、ここ数年被害件数は減少傾向に転じているものの、引き続き不審者情報をメールで知らせる不審者防犯システムの登録者の拡大に努めるとともに、 関係機関の協力を得ながら、防犯教室や防犯訓練の他、地域安全パトロール隊への情報提供と行動連携を実施した。

虐待問題については、その疑いの件数は増加傾向にあり、定期的な調査回数を増やすとともに、要保護児童対策地域協議会とも連携を図りながら、未然防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの充実を図った。

成果・課題等

≪成果≫

不審者情報をメールで知らせる不審者防犯システムの登録者は、平成21年度の 2,800名から平成22年度は3,100名と300名に増加した。

また、地域の青色パトロールカーの登録団体および登録車両、登録者は、登録団体が8 団体(前年度6団体)、登録車両が26台(前年度15台)、登録者が42名(前年度26 名)と増加している。

虐待問題については、特に、学校で認知される疑いのある件について、校長会議や教頭会議の中で、関係機関との連携や保護者対応について研修協議を図った。

また、室蘭市要保護児童対策地域協議会における、協議や個別支援会議の中で実態の把握及び具体的支援を行うとともに、学校適応指導教室の訪問アドバイザーによる不登校児童生徒への家庭訪問時に虐待を疑われるケース等の把握に努めた。

≪課題≫

関係機関からの不審者情報を受けた場合の各機関や施設などへの伝達ルートの体制について、胆振教育局と市教委、警察で3者協議を行ったが、連絡する基準や行政機関の横の連絡体制に課題があり、今後も協議検討が必要である。

ネグレクトやドメスティックバイオレンス (DV) による虐待が疑われるケースについて、保護者の養育能力や意識に困難が見られる。

したがって、今後も学校適応指導教室の訪問アドバイザー(スクールソーシャルワーカー)による家庭訪問時において、ネグレクト等の疑いのあるケースについて把握し、個別支援会議で情報提供をするなどして家庭状況の確認を行う必要がある。

今後の展開の考え方

不審者対策については、引き続き、メールで情報を知らせる不審者防犯システムによる 注意喚起に努めるとともに、不審者情報の伝達について、行政機関の横の連絡体制につい て再度協議を持ちながら、行動連携を一層進める必要がある。 虐待傾向にある児童生徒は、不登校との関連が見られるので、引き続き、訪問アドバイザー(スクールソーシャルワーカー)による家庭訪問や民生委員、学校関係者らによる家庭との連携が重要である。

また、今後も関係機関と緊密な行動連携を行うとともに、家庭の教育力の向上や保護者への支援のあり方等について検討が必要である。

●担当課

「指導班」

※注1 室蘭市要保護児童対策地域協議会とは、民生委員、保育所、健康づくり課、青少年課、校長会、保護課、幼稚園、保健所、児童相談所、子ども発達センター、 人権擁護委員、警察署、教育委員会の代表者により組織された協議会

第2 安心・安全に学べる教育環境の整備について

点検・評価項目

10 学校における子どもの安全確保について

平成22年度の取組状況

【学校における子どもの安全確保についての取り組み】

児童生徒が安心・安全な教育環境の中で学ぶことができるよう、学校と家庭や地域社会が協働した教育活動の一層の充実に努めることとする。

具体的な取り組みとして、

- ① 地域の防犯パトロール活動
- ② 防災に対する避難訓練の実施や防犯訓練
- ③ 交通安全指導の実施など安全教育の徹底
- ④ 学校での事故対応について、特に、機能を停止した心臓の蘇生に有効であるAE Dを全小学校に設置
- ⑤ 学校危機管理マニュアルに則した未然防止や初期対応、事故後のケアなど、状況 に応じた適切な対応と運用についての研修

成果・課題等

【学校における子どもの安全確保についての取り組み】

≪成果≫

- ① 地域の防犯パトロール活動について 白鳥台地区と東町地区において、従前のPTAや町会単位の組織から、連合町会 単位の防犯パトロール組織に拡充した。
- ② 防災に対する避難訓練の実施や防犯訓練について 各小中学校では、おもに春期に火災訓練、秋季に地震訓練を実施しているが、訓練時に合わせて防犯訓練を実施するケースが増えた。
- ③ 交通安全指導の実施など安全教育の徹底について 小中学校においては、1学期早々に自転車の乗り方指導をあわせて、交通安全教 室等を実施した。また、自動車学校の協力で実施した学校もあった。
- ④ 学校での事故対応について、特に、機能を停止した心臓の蘇生に有効であるAE Dを全小学校に設置にいついて
 - 全小学校にAEDが設置されたことで、小中学校の教職員には夏休み期間に普通 救命講習を実施し、ほとんどの教職員が救命技能の取得を得られた。
- ⑤ 学校危機管理マニュアルに則した未然防止や初期対応、事故後のケアなど、状況 に応じた適切な対応と運用についての研修について 校内研修として、各小中学校で取り組んだ。

≪課題≫

- ① 地域の防犯パトロール活動について
 - 一部にPTAと地域パトロール組織の連携に課題が見られた。また、地域パトロール組織の高齢化があげられ、今後の課題である。
- ② 防災に対する避難訓練の実施や防犯訓練について 新学習指導要領の完全実施にともない、授業時数が増加したことから、学校での

諸行事にあてられる時数の精選が必要になってきており、今後は合理的な複数の 訓練実施を強いられる状況が生まれる可能性がある。

- ③ 交通安全指導の実施など安全教育の徹底について 依然として、自転車の事故が年間数件発生している。今後においても、自転車の 乗り方指導をあわせて、交通安全教室等を徹底したい。
- ④ 学校での事故対応について、特に、機能を停止した心臓の蘇生に有効であるAE Dを全小学校に設置について 普通救命講習の実施について、救命技術は訓練が必要なので、更新講習を実施するようはたらきかける必要がある。
- ⑤ 学校危機管理マニュアルに則した未然防止や初期対応、事故後のケアなど、状況 に応じた適切な対応と運用についての研修について 学校の事故については、様々なケースがあるが、今後も危機管理マニュアルに 則した研修を通して臨機応変に対処できるよう、また、保護者同士や保護者と 学校間とのトラブルの事例も報告されていることから、場合によっては市教委 との連携を密にしながら、未然防止と早期対応について努めたい。
- ⑥ 東日本大震災では、多くの子どもたちが犠牲になったことから、地震や津波など から子どもを守る仕組みを作る必要がある。

今後の展開の考え方

【学校における子どもの安全確保についての取り組み】

- ① 地域の防犯パトロール活動について 組織の高齢化問題については、PTAとの連携を重視しながら進めていくことが 重要と考える。
- ② 防災に対する避難訓練の実施や防犯訓練について 今後、学校で実施する様々な訓練や教室等について、隔年実施や合複数の訓練実 施を合理的に実施できるよう、学校間などで交流し望ましい訓練実施を検討する 必要がある。
- ③ 交通安全指導の実施など安全教育の徹底について 今後においては、自動車学校や警察との連携を図りながら、実効性のある交通安 全教室等を実施する必要がある。
- ④ 学校での事故対応について、特に、機能を停止した心臓の蘇生に有効であるAEDを全小学校に設置にいついて 普通救命講習の実施について、2年に一度は更新講習を実施するようはたらきかける。
- ⑤ 学校危機管理マニュアルに則した未然防止や初期対応、事故後のケアなど、状況 に応じた適切な対応と運用についての研修について 事故に関わっての保護者同士や保護者と学校間でのトラブルについては、市教委 指導班との連携や関係諸機関との協議をする中でその対応に努めたい。 また、トラブルの原因の多くは、初期対応と事後後の対応においての配慮不足が 多く、今後は校長会や教頭会を通じて、指導の徹底に努めたい。
- ⑥ 学校危機管理マニュアルの点検・検証を行い、事故に遭わない等の自己管理能力 の育成を図り、各学校の防災教育に活用する参考資料を市教委で作成する。

●担当課

「指導班」

第2 安心・安全に学べる教育環境の整備について

点検・評価項目

11 子どもの安心・安全を地域で守り育てる体制の整備や啓発活動について

平成22年度の取組状況

青少年健全育成推進協議会・保護司会・小中学校教護会等の地域関係団体と連携して、 大型店・遊技場・地域内の巡回活動、祭典・イベント時の巡回活動等を実施するなど、 地域と一体となった活動を通して非行防止に努めた。

胆振西部6市町と小中高校・警察等で構成している「胆振西部青少年補導連絡協議会」 により、祭典・イベント時の合同補導及び列車添乗による広域補導を行った。

犯罪や非行のない明るい社会づくりを進める啓発活動「社会を明るくする運動」を保護司会との連携により実施した。

成果・課題等

≪成果≫

地域関係団体との連携、胆振西部青少年補導連絡協議会との広域連携、社明運動の推進により、地域と一体となって非行の未然防止への取り組みを進めることが出来た。

≪課題≫

高齢化の進展に伴い、地域活動の担い手である補導委員等の確保が年々難しくなって きたことが課題となっている。

今後の展開の考え方

子どもの安心・安全を地域で守り育てる体制の整備等に向けては、今後も引き続き、 地域関係団体、胆振西部青少年補導連絡協議会などとの連携を図るとともに、補導委員 等を確保するために地域関係団体への働きかけを進めたい。

●担当課

「青少年課」

第2 安心・安全に学べる教育環境の整備について

点検・評価項目

12 放課後の児童対策について

平成22年度の取組状況

子どもの放課後の居場所づくりに向けては、児童クラブ5箇所、スクール児童館10 箇所、児童センター3箇所において放課後児童対策を実施した。また、土曜日・長期休 業期間中の開設時間を午前8時30分から午前8時へと利用時間の拡大を行った。

放課後児童対策の保護者負担金は、これまではスクール児童館、児童センターの利用は無料であったが、有料である児童クラブとの公平性の観点から有料とした。

八丁平地区児童クラブは、旧町会会館を借用して開設していたが、平成23年度から使用できなくなるため、代替施設として旧室商会館を確保するとともに、学校から当該施設までバスを運行するなど安全対策を講じて保護者の理解を得たことから、保護者の意向などにも配慮した施設改修工事等を実施した。

知利別スクール児童館では、登録児童の増加に対応するため学校側とも協議を行い余裕教室を確保し、スクール児童館機能を確保するための改修工事を実施した。

成果・課題等

≪成果≫

放課後児童対策を市内18箇所で展開し、開設時間の延長を行うとともに、状況に応じた施設の移転および増設を行うなど、放課後児童対策の充実を図った。

≪課題≫

開設している小学校の老朽化、地域的な登録児童数の増加による教室の確保、学校適正配置計画に基づく学校統合に対応する放課後児童対策施設の確保などの検討が急務となっている。

今後の展開の考え方

放課後児童の安全な居場所を確保するため、各施設の放課後児童対策の充実を図るとともに、学校適正化配置計画に基づく学校統合に対応するため、放課後児童対策における施設配置のあり方について検討を行う。

●担当課

「青少年課」

第2 安心・安全に学べる教育環境の整備について

点検・評価項目

13 学校給食について

平成22年度の取組状況

- 1. 安心・安全な学校給食を提供するための取り組み
 - ① 学校給食に使用する食材の安定的な確保を維持すると共に、食材は極力国産の食品を使用し、遺伝子組換食品の使用は避け、産地証明書等により食材の安心・安全の確保に努めた。
 - ② 西胆振で生産された食材を給食メニューに年2回取り入れ、地域の農水産物の生産に関する理解を深めさせた。
- 2. 学校給食費の滞納対策等の取り組み
 - ① 滞納対策としては、納付相談、電話督励や戸別訪問による納付相談などの実施に加え、小中学校の全世帯に対して一層の納付啓発を図る観点から「学校給食センターだより」を年4回発行、小中学校長へは「学校だより」への納付啓発の記事掲載を依頼すると共に、コンビニ納付書による納付促進にも努めた。
 - ② 特に、電話督励、家庭訪問、督促状等を送付しても連絡等反応のない滞納者に対しは、法的措置の実施など滞納解消に向けた取り組みを実施した。
 - なお、平成22年度は、強制執行として給与の差押を1件実施した。
- 3. 学校給食センターの調理等業務委託の取り組み
 - ① 平成23年3月に学校給食の調理等業務の民間委託についての基本方針を、市議会に報告した。

成果・課題等

≪成果≫

- ・安心・安全な食材の安定的な確保と選定を図ると共に、調理器具等の衛生管理に努めた 結果、学校給食の安全性の確保が図られた。
- ・学校給食費の滞納の取り組みであるが、平成21年度の現年度収納率97.35%に対して、平成22年度は97.55%の見込であり、収納率の向上が図られた。

≪課題≫

- ・東日本大震災による原発事故による食材への影響が懸念され、食材の安全性が更に強く 望まれていることから、安心・安全な食材の確保に向けた取り組みをこれまで以上に行 なう必要がある。
- ・平成23年2月の岩見沢市の学校給食施設で発生した食中毒事故により、各管内の保健所による道内学校給食施設の一斉点検が実施され、本センターでも同年3月に点検があり、一部施設設備等の改善を求められたことから、学校給食法で定める「学校給食衛生管理基準」を遵守するためにも、早急に改善する必要がある。
- ・ 平成24年度の委託実施に向けた具体的な取り組みを、基本方針に沿って早急に推進する必要がある。

___ 今後の展開の考え方

- ・安全な食材を確保し、児童生徒に安心・安全で美味しい給食の提供に努めて行く。
- ・保健所の一斉点検による指摘事項の改善にあたっては、予算要求をするなど衛生管理の 早期改善に向けて取り組む。
- ・給食費納入の公平性を確保するうえからも、日々の督励行為を行うとともに支払督促 の法的対応の取り組みを強化していく。
- ・民間業者の知識・技術を取入れた徹底した衛生管理を行なうため、調理業務の民間委託を平成24年度からの実施に向け取り組む。

●担当課

「学校給食センター」

第2 安心・安全に学べる教育環境の整備について

点検・評価項目

14 二一ト、ひきこもり、不登校など子ども・若者の抱える問題への対応について

平成22年度の取組状況

近年の児童虐待、いじめ、有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化や、ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者の抱える問題の複雑化、さらに従来の個別分野における縦割り的な対応では限界が生じていることを背景として、「子ども・若者育成支援推進法」が平成22年4月から施行された。

法律は、地方公共団体において、子ども・若者支援施策に関する「子ども・若者計画」の策定、総合相談窓口として「子ども・若者総合相談センター」の設置、さらに、教育、福祉、医療等の関係機関が連携してネットワークを形成し総合的に支援をする「子ども・若者支援地域協議会」の設置について、それぞれ努めるものと定めている。

これらの対応が求められる中、本市では、青少年に関する問題を審議するため設置されている「室蘭市青少年問題協議会」において、昨今の青少年を取り巻く問題に対応できるように、課題毎に固定設置されている2部会を廃止するなど、広く委員から意見を求めることができるよう組織再編に向けて検討を行った。

成果・課題等

≪成果≫

本市の「子ども・若者育成支援推進法」施行に伴う対応を検討するに際して、これまでは統一的に検討を行う組織が無く、各専門分野の委員からの意見などによる審議・検討する組織作りに向けた検討が進められた。

≪課題≫

子ども・若者の抱える問題は複雑化・多様化しているため、現況の把握が困難であり、 解決策も課題が多いことから、その広範囲に渡る実態を的確に把握する必要がある。

今後の展開の考え方

子ども・若者の抱える問題は複雑化・多様化しているため、その問題への対策につな げなれるよう、青少年問題協議会を平成23年度に再編して、専門家に意見を求めるな ど、本市の子ども・若者が抱える問題の対策への検討を進めて行く。

●担当課

「青少年課」

第2 安心・安全に学べる教育環境の整備について

点検・評価項目

15 学習環境の整備について

平成22年度の取組状況

第2期学校適正配置計画に基づき、平成22年4月に開校した「旭ヶ丘小」(中島小と日新小)は旧・中島小校舎を解体し、グラウンド等の外構整備に着工し、23年1月に完成となった。

平成23年4月開校予定の「翔陽中」(鶴ヶ崎中と東中の統合校)は、昨年から継続している校舎棟建設は平成22年11月に完成となり、外構整備は平成22年7月に着手し、平成23年3月に完成となり、開校を迎えるばかりとなった。

平成24年4月開校予定の「桜蘭中」(蘭東中と向陽中)は、平成22年5月に現・蘭東中施設の耐震補強・大規模改修工事に着手し、平成23年1月に完成、併せて着手をした増築工事は平成23年度への継続工事となっている。

平成25年4月開校予定の「室蘭西中」(港南中と北辰中)は、平成23年3月に実施設計を完了した。

また、平成21年6月に示した学校耐震化方策に基づき、東明中・港北中・本室蘭中の耐震補強・大規模改修工事、及び武揚小・本室蘭小の体育館の耐震補強工事等に着手し、それぞれ平成22年度内に完成となった。

更に、統合時期等が未定となっていた、3地区(東明、港北・本輪西、蘭北地区)の 小学校統合と2小学校(天沢小、大沢小)の編入統合について、今後10年を目標にし た「第3期学校適正配置計画」(平成23年2月に策定)(注1)の中で、統合の方向性・ 考え方を示した。

成果・課題等

≪成果≫

旭ヶ丘小と翔陽中は全ての工事が完了し、翔陽中は無事に開校を迎えた。

続く桜蘭中、室蘭西中も着実に統合準備が進んでおり、併せて既存校の耐震補強・大規模改修工事も完了し、計画に基づく児童生徒の教育環境の整備・充実が図られてきている。

また、統合時期等が決まっていなかった3地区の小学校統合と2小学校の編入統合について、学校や保護者・地域との話し合いを踏まえ、「第3期学校適正配置計画」として方向性・考え方を示すことができた。

≪課題≫

平成27年度までの統合が決まっている地区については、開校に向けたスケジュールに基づき所要の準備を確実に行っていく。

「第3期学校適正配置計画」による学校統合の対象地区について、順次、統合推進協議会の設置に向け、地区の学校・保護者・地域と協議を進めていく。

今後の展開の考え方

「第2期(~平成27年度)」及び「第3期(平成28~32年度)」の学校適正配置計画に基づき、保護者・地域の理解を得ながら、子ども達の教育環境の向上を図っていく。

●担当課

「総務課〔施設適正配置〕」

※注1 第3期学校適正配置計画とは、平成8年に策定した「第1期適正配置計画」、平成17年に策定した「第2期適正配置計画」に引続き、「港北・本輪西地区(高平小、本輪西小)」、「蘭北地区(陣屋小、本室蘭小、白鳥台小)」、「東明地区(高砂小、水元小、知利別小)」の3地区の方向性と天沢小と大沢小の編入統合の考え方をまとめた「第3期学校適正配置計画」を平成23年3月に策定。

第3 生涯学習の推進について

点検・評価項目

16 社会教育の環境づくりについて

平成22年度の取組状況

「自立・協働・創造する人づくりのまちとしての社会教育の振興」を図るため、「室蘭市社会教育振興計画(平成20~29年度)」を策定し、その中で生涯各期の学習活動推進、文化芸術・スポーツ活動の推進、社会教育施設の条件整備の3つの区分に9つの目標と27の推進方向を設定した。

その実施計画である「室蘭市社会教育前期推進計画(平成20~22年度)」の計画期間が終了したことから、全90事業について、参加者からのアンケート結果や参加人数、また、社会教育委員の意見も聴きながら「十分であった」、「普通であった」、「不十分であった」の3段階で、独自に作成した具体的評価基準に基づき評価を行った。

成果・課題等

≪成果≫

事業目的の達成や参加者から高い評価を得たことなどから「十分であった」と評価した事業は、郷土の歴史「語り部」養成講座、三市合同女性国内派遣研修、表彰による文化芸術活動及び生活文化伝承活動の推進と人材の育成、女性スポーツサークル、ウォーキング講座、青少年の科学する心の育成、スポーツ施設整備事業など12事業(13%)となった。

また、事業目的を概ね達成したが改善の余地があることなどから「普通であった」と評価した事業は、家庭教育セミナー、放課後児童教室の推進、男女共生セミナー、子どもの読書活動推進、男女平等参画推進プラザ運営、児童館・青少年研修センター運営管理、室蘭市民美術館における企画展示の実施、スポーツ施設利用促進事業など70事業(78%)となった。

さらに、実施回数や参加者数が少ないことなどから「不十分」と評価した事業は、出前講座、仕事と家庭の両立支援講座、起業家セミナー、再就職セミナー、市民体力テスト、科学・歴史・文学めぐりなど8事業(9%)となった。

「十分であった」と評価した12事業(13%)が、「不十分であった」と評価した8事業(9%)に対し4事業(4.4ポイント)上回った。

≪課題≫

「不十分であった」と評価した事業については、継続的な事業の開催や育児・介護等に関する学習機会の提供拡大や体力に合わせた女性スポーツサークルのプログラムの充実、また、魅力ある社会教育施設づくりなどの課題があった。

今後の展開の考え方

社会教育前期推進計画の評価結果を踏まえ、課題の解消に向けた取組を進めると共に、新しい公共の概念に基づく市民協働や指定管理者制度による施設管理、西胆振定住自立圏、社会教育施設の耐震診断など新たな社会教育を取り巻く情勢の変化に対応する社会教育中期推進計画(平成23~25年度)を策定する。

●担当課

「生涯学習課」

第3 生涯学習の推進について

点検・評価項目

17 文化振興について

平成22年度の取組状況

文化振興につきましては、泉波芸術文化基金を活用し、市と文化団体が共同して実行委員会を組織し、市民参加型による合唱及びオーケストラと一流声楽家4名のソリスト、指揮者を招聘して「ベートーベン交響曲第九番演奏会」を開催した。チケットは完売となり、文化センターの座席数1,307に対し入場者1,254人とほぼ満席の状態であった。

登別市・伊達市と連携し実施している三市合同文化事業においては、演劇「華々しき一族」を伊達市カルチャーセンターで実施した。座席数669に対し入場者は665人でチケット売上の99.4%でもあった。また、実施後のアンケート調査からも回答者の84%が満足していたと回答があった。

「室蘭市芸術文化表彰」及び「生活文化伝承者表彰」においては、顕著な活動が見られた1団体、2個人を選定しその功績を称えた。

文化財の保護と活用では、市指定文化財13件のパンフレットを作成し頒布したことや、「民俗資料館企画展」で、市指定文化財の一部を展示公開するなど市民への周知を図った。

文化センター機能の充実を図るため昨年度にリハーサル室を増設し、音楽関係の練習室や全道規模などの大会等の控室として有効活用された。また、管理棟の耐震診断調査を行った結果、耐震強度不足が判明し、大ホールの2次診断後に耐震補強等の検討を行うことになった。

市民美術館では、彫刻1点、絵画2点と書の美術作品4点の作品寄贈を受けたことや、幼稚園児、児童生徒の2件の作品展覧会を含む23件の企画展示を実施した。

また、ギャラリーの貸し出しなどを行い集客に努めた結果、年間入館者数は17,549人であった。展覧会などへの出展者は老若男女を問わず幅広い年齢層から参加をいただき、中でも体験教室では、8日間実施し132人の参加があり参加者からも今後も参加したいとの好評を得た。

成果・課題等

≪成果≫

「ベートーベン交響曲第九番演奏会」の開催は、1,254人の入場者と256人の出演者が一堂に会して実施され、クラシック音楽への理解を深める機会となった。また、出演者の中に、中学生の参加があったことは、若い世代の文化振興育成の機会となり、入場者、出演者からは高らかな合唱や大編成のオーケストラによる完成度の高い演奏会であったという感想が沢山寄せられた。

その他の文化事業の実施も含めて、事業実施後のアンケート調査や関係者の声などから、心の豊かさと創造性の涵養をめざした文化芸術活動の振興を図ることができた。

さらに、市指定の文化財のパンフレットの頒布や企画展の開催で、市民周知に努めることができた。

文化センターでは、リハーサル室を増設したことから大規模な事業の対応が可能となり、利便性の高い施設として利用者からも好評である。

≪課題≫

文化振興に向けて、本市は、文化団体と一体となって文化芸術活動を行っていることから、今後とも文化団体との連携や情報交換等のきめ細やかな連携を図ることが求められる。

本市が保有する、国指定の「東蝦夷地南部藩陣屋跡モロラン陣屋跡」や市指定文化財等は、永年保存が求められているため、現状維持を図るための適切な管理方法等について検討する必要がある。

文化センターでは、管理棟の耐震補強工事に多額の経費が必要になるため、平成23年度に実施する大ホールの耐震診断結果を受けて、大ホールと併せて管理棟のあり方を検討する必要がある。

また、青少年科学館においても、施設の安全性を確保するため、耐震診断を行う必要がある。

今後の展開の考え方

文化振興に向けては、市民団体等の関係団体とネットワークを広げて情報交換等を積極的に行い、各種行事への参加などを促進して文化芸術活動の活発化に努め、市民の文化芸術活動への関心や活動意欲を喚起して行く。

国及び市指定文化財については、末永く保存継承するために、定期的なパトロールや経年変化による劣化の進行を抑えるなど適切な維持管理を通して文化財の保存に努める。

文化センターの大ホールや管理棟などを含めた文化芸術関連施設は、耐震診断結果を踏まえ、公共施設全体の中であり方について検討する。

青少年科学館についても、来年度に耐震診断を行って行く。

●担当課

生涯学習課 〔文化振興〕

第3 生涯学習の推進について

点検・評価項目

18 図書館活動等の充実について

平成22年度の取組状況

【図書貸出サービスの向上と読書活動推進】

図書館貸出サービスの向上では、市民ニーズを参考に新刊本や貴重な図書などを購入 し蔵書の充実を図ったほか、本館の開館日時の弾力的な運用や輪西分室の時間延長を行 い、また、市ホームページでの図書検索や貸出予約や、本館及び分室・自動車文庫での 図書の貸出・返却を実施した。さらに、伊達市とも図書館システムを共同運用し、図書 館相互の図書の貸出・返却も実施した。

読書活動の推進では、子どもが読書に興味を持ってもらうため、おはなし会や英語のおはなし会、また、赤ちゃんライブラリーを毎月開催したほか、年2回の読書週間では図書館ボランティアの協力により、おはなし会の開催など様々な行事を開催した。また、図書館ボランティアを養成するため読み聞かせ講座も開催した。

さらに、健康づくり課と連携した離乳食教室の読み聞かせでは母親と赤ちゃんを対象に絵本の読み聞かせを行い、その後、読み聞かせの意義や大切さについて話をした。また、小中学校と連携して、夏休みの選定図書目録の作成や配布、読書感想文の募集と表彰及び感想文集の発行、読後感想討論会などを開催した。

ふくろう文庫等(※注1)の寄贈文庫については、寄附者の意向に沿って市民の読書普及を図っているほか、ふくろう文庫の蔵書公開では、ふくろう文庫の会員ボランティアのご支援も得て市民の利用促進を図っている。

【港の文学館】

港の文学館では、室蘭出身の芥川賞作家八木義徳氏の作品を中心に貴重な文学資料を 企画展示したほか朗読会を開催した。また、文学館通信を発行し文学館の周知に努めた ほか、施設老朽化が進む中で耐震診断調査を実施した。

成果・課題等

≪成果≫

【図書貸出サービスの向上と読書活動推進】

図書館の蔵書は21万6千冊と充実したほか、開館日時の弾力的な運用や図書館システム等の活用により図書貸出サービスの向上を図った。また、子どもを中心に様々な企画行事等を開催して読書への興味を喚起したことにより、人口減少や活字離れが進行する中で、7万人台の図書館利用人員を維持することができた。

地域で読み聞かせなど行っている文庫活動の皆さんのご協力も得ながら次世代を担う子ども達中心の諸行事を行なうことにより、この数年図書館利用冊数が増加しており、一定の成果を挙げている。

【港の文学館】

港の文学館については、文学館の企画展示や朗読会の開催等により、幅広い年代に地元出身の作家を身近に感じるなど文学への理解を深めることができ、利用者人員について2千人台を維持することができた。

≪課題≫

【図書貸出サービスの向上と読書活動推進】

活字離れが進む中、魅力ある図書の充実を図ると共に、情報化時代に対応した図書館 サービスの充実、また、早い時期から本に興味を持って貰うための読み聞かせなどに取 り組み、読書活動の推進を図る必要がある。

また、図書館本館の施設の老朽化に対応する安全対策のため耐震診断を行うことが課題である。

【港の文学館】

室蘭市は3人の芥川賞作家を輩出している文化の薫り高い地域である、港の文学館には貴重な文学資料が保存・展示されていることをさらに発信していく必要がある。また、本年度実施した耐震診断により耐震強度不足が判明したことから、今後の施設のあり方が課題となっている。

今後の展開の考え方

【図書貸出サービスの向上と読書活動推進】

常に市民ニーズを注視して魅力ある図書の購入と併せて、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ技術の向上を図るため図書館ボランティアの養成講座を開催するとともに、情報化時代に対応した図書館システムを新たに登別市を加えた三市で運用することにより図書館サービスの一層の拡大を図る。また、図書館本館の安全性を確保するため平成23年度に耐震診断を実施する。

【港の文学館】

港の文学館については、平成23年度は八木義徳生誕100年の記念の年であることから特別展示や講演会などを開催して、地域や学校等への一層の地元文学への周知と理解を図り、施設の利用促進を進める。また、施設のあり方を代替施設を含め関係団体と協議しながら検討を行う。

●担当課

「生涯学習課〔読書活動推進〕」

※注1 ふくろう文庫等とは、平成11年12月、現在の「ふくろうの会」が、市民から人生の節目や出来事の記念に寄附を受け、山下ふくろうの会顧問が、美術書や画集、写真集など、貴重で高価な手に入りにくい図書を中心に選書し、図書館に寄贈され現在に至っている。

また、現在、図書館では、市民の皆様からのご寄附等により、ロータリー文庫 や加藤文庫など、16種類の文庫を管理し、読書普及を図っている。

第3 生涯学習の推進について

点検・評価項目

19 男女平等参画社会の形成について

平成22年度の取組状況

男女が対等なパートナーとして、あらゆる場所でその個性や能力を十分に発揮できる 社会の実現を目指し策定した、「室蘭市男女平等参画基本計画」(平成16年度~25年 度)に基づき、男女平等参画社会の形成に向け情報提供や講演会、また、女性リーダー 育成事業等を実施した。

【男女平等参画社会の実現に向けた情報提供】

情報提供事業では、男女共同参画社会基本法や女性の権利等について情報誌「アバンセ」を市民公募した編集委員と年2回合計1万3千部を作成し、町会・自治会、事業所、関係機関等に配布した。

【男女平等参画社会の実現に向けた講演会等の取り組み】

講演会等の開催では、市民公募した運営委員と男女共生社会における家庭のあり方、 デートDV、地域における子どもの見守り、日本文化の伝統から見た男女平等参画など 年6回開催し、延参加者203人となった。

また、プラザ利用団体と共催により、国の男女共同参画週間(6月23日~29日)に、男女平等参画プラザ祭と男女共同参画週間記念フォーラムを開催したほか、札幌で開催された女性プラザ祭に希望者を募り参加した。さらに、家事や育児などの家庭的責任を男女が共に担っていくという意識を高めるため男性の料理教室を4回開催した。

【女性リーダーの育成】

女性リーダーの育成では、室蘭・登別・伊達の3市が市民公募により8人の参加者を 選考し、埼玉県(嵐山町)の国立女性教育会館等に派遣した。全国各地における女性の 社会参加の取り組みや地域活動・学習活動の実践例について研修を受け、研修後に、研 修成果を発表するための報告会を開催した。

成果・課題等

≪成果≫

【男女平等参画社会の実現に向けた情報提供】

男女平等参画情報誌「アバンセ」を町会・自治会や事業所、関係団体に広く配布することにより、男女平等参画社会への理解と関心を高めることができた。

【男女平等参画社会の実現に向けた講演会等の取り組み】

講演会等の終了後に実施したアンケート調査の結果から、社会の慣習・慣行にとらわれることなく、お互いの人権を尊重しつつ個性と能力を発揮して自分らしく生きやすい社会を目指すため、男女平等参画社会への理解が深まったとの高い評価が得られた。また、男性の料理教室の開催により、家事や育児などの家庭的責任を男女が共に担っていくという意識を高めることができた。

【女性リーダーの育成】

女性リーダーの育成では、三市合同女性国内派遣研修報告会において、参加者からは、

男女平等参画社会を視野に入れた女性リーダーとして研修成果を、今後の地域づくり や団体活動等に活かしていきたいとの報告がなされた。また、各種施策の政策・方針を 決定する各種審議会と委員会における女性登用率が増加した。

≪課題≫

【男女平等参画社会の実現に向けた情報提供】

男女平等参画情報誌「アバンセ」の字が小さく、また、法律用語や専門用語や多いことから親しみにくいとの声が寄せられた。

【男女平等参画の実現に向けた講演会等の取り組み】

各種講演会等への参加者の固定化が見られるほか、男性の事業参加が低いのが課題である。また、男女平等参画社会の実現には、育児や介護などの福祉部門などとの連携を強化する必要がある。

【女性リーダーの育成】

三市合同国内女性研修の実施により多くの女性リーダーを育成してきたが、今年度の研修の参加者から、男女平等参画社会実現のためには男性の参加が不可欠であり、今後、男性の参加について検討できないかとの意見が出された。

また、まちづくりに係る町会・自治会長、PTA 役員における女性登用率が減少した。

【施設の安全】

施設の安全性を確保するため、胆振地方男女平等参画センターと女性センター施設の 耐震診断を行う必要がある。

今後の展開の考え方

【男女平等参画の実現に向けた情報提供】

今後とも、市民公募による編集委員と共に市民に親しまれやすい紙面内容となるよう 創意工夫を行い、男女平等参画社会に向けて継続して情報発信をしていく。

【男女平等参画の実現に向けた講演会等の取り組み】

市民公募による運営委員とアンケート結果に基づき市民ニーズの高い、時代のトレンドにあった講演会等を開催していく。また、家庭教育セミナーの中で福祉部門と連携し 2歳児ちびっこクラブを平成23年度から新たに開催するほか、父親の参加しやすい休日開催を継続する。

【女性リーダーの育成】

三市合同女性国内派遣研修に、男性も参加できるよう登別、伊達市と検討する。また、各種施策の政策・方針を決定する各種審議会と委員会、及びまちづくりに係る町会・自治会長やPTA役員における女性登用率の増加に向け各関係団体に協力を要請していく。

【施設の安全】

女性センター、男女平等参画センターの安全性を確保するため平成23年度に耐震診断を実施する。

●担当課

「生涯学習課〔男女平等参画推進〕」

重点施策

第3 生涯学習の推進について

点検・評価項目

20 スポーツ振興について

平成22年度の取組状況

【スポーツに親しむ機会の拡大】

- スポーツ大会等の開催では、市民大運動会(むろらんピック)に500名参加したほか、市内競技団体が開催する各種スポーツ大会へ29件助成した。また、市民のスポーツに対する意識の高揚を図るため女性スポーツサークルには1,398名が参加し、ジュニアスポーツ教室には243名が参加した。さらに、夏休み期間に18日間開設した電信浜児童遊泳場には延べ3,590名が来場した。
- 障がい者スポーツ振興では、障がい者ニュースポーツ交流会(ニュースポーツフェスティバル)やスポーツを楽しむ会、また、ヨット体験試乗会に多くの障がい者が参加した。
- 三市スポーツ交流大会では、登別市、伊達市と三市交流陸上競技大会を開催し三市の小学生が303名参加した。
- 市立小中学校体育施設開放では、小学校18校、中学校2校の体育館(内1校は グラウンド含む)を開放し84,387人が利用した。
- スポーツ大会参加奨励では、全国大会等へ出場した8団体、個人112名に対し 旅費を助成した。
- 地区住民のスポーツ振興を図るため市内19地区の地区スポーツ振興会へ助成した。

【大会や合宿の誘致】

全道大会規模の競技会開催に23件助成したほか、合宿等27団体を誘致し延べ 1,214名が参加した。

【施設整備】

入江陸上競技場についてはトイレの洋式化や放送設備を改修したほか写真判定装置や芝刈機を購入した。また、入江温水プールは非常用発電機やジャグジー天窓を改修し、体育館は非常用照明灯の電源装置を更新した。

成果・課題等

≪成果≫

【スポーツに親しむ機会の拡大】

市民の体力づくりや健康増進に向け、スポーツに親しむための各種スポーツ教室・サークルへの参加者募集に定員を超えた申込があるなど、市民ニーズに沿った事業展開ができた。

また、小学校の統合による学校体育施設の開放数の減少には、現在2校の中学校開放 と併せて、これまで施設開放を行っていなかった看護専門学院体育館や保健センター体 育館がスポーツ施設として利用可能となった。

【大会や合宿の誘致】

入江陸上競技場の改修工事終了により、全道大会規模の大会の誘致および合宿の誘致 に成果があった。

【施設整備】

体育施設の改修・整備や必要な備品更新を適宜実施することにより、市民が安全にスポーツを親しむ場を提供することができた。

≪課題≫

【スポーツに親しむ機会の拡大】

小学校の統合により学校体育施設の開放校が減少するためスポーツ利用施設の確保 が必要である。

【大会や合宿の誘致】

全道規模大会が開催される体育館の安全確保のため耐震診断が必要である。

【施設整備】

利用者が多い体育館の耐震診断や老朽化が進行している体育施設の整備が課題である。

今後の展開の考え方

【スポーツに親しむ機会の拡大】

小学校統合による学校体育施設の開放校の減少に対応するため、今後も、学校統合に 併せて、中学校の計画的な開放や閉校体育館の活用、地域開放した看護専門学院や保健 センターとの連携、また、閉校後の学校グラウンドについては、跡地活用が決まるまで の間、野球、サッカー等の練習グラウンドとして暫定的に使用し、市民がスポーツに親 しむ場の提供を図る。

【大会や合宿の誘致】

今後とも、全道大会や合宿の誘致に努めると共に、平成23年度体育館の耐震診断を 実施する。

【施設整備】

平成23年度に体育館の耐震診断を行うほか、必要により老朽化が目立つ体育施設の整備を行い利用者の安全確保に努める。

●担当課

「生涯学習課〔スポーツ振興〕」

Ⅲ 学識経験者の意見

1 意見提出者

地教行法第27条第2項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会が行った点検及び評価の結果に関し意見や助言をいただくこととしました。

このことにより、点検及び評価の客観性を確保するとともに、いただいた意見等については、今後の施策、事業等の展開に活用していきます。

次の5人の方から意見等をいただきました。

山 田 邦 雄 氏(室蘭市退職校長会会長)

平 野 利 和 氏(室蘭市退職校長会副会長)

工 藤 俊 一 氏(室蘭市退職校長会副会長)

松 岡 健 一 氏 (室蘭市社会教育委員の会委員長)

亀 田 正 人 氏 (室蘭市社会教育委員の会副委員長)

2 点検及び評価に関する意見

第1 自ら学び、うるおいのある活きた学力の育成と豊かな心と健やかな体の 育成について

1 「確かな学力」を育む教育課程の編成継続について(指導班)

「確かな学力」を育むために、本市独自の学力調査を継続して実施し、児童生徒の学力や生活状況を適宜把握しながら、本市の課題を確実に一つずつ改善するようお願いしたい。また、各学校の研修体制や学力向上の取り組みの状況に差が出ないよう、引き続き指導主事による指導助言を実施していただきたい。

2 思いやりのある豊かな心を育む教育について(指導班)

規範意識の醸成など、道徳教育の充実については、道徳の時間はもとより、様々な社会上の問題やニュース、偉人の伝記などを教材にして、多方面から子どもたちの心に響く授業や教育活動を実践していただきたい。また、教師の道徳教育に対する指導力向上に努めていただきたい。

いじめや不登校の問題については、引き続き、未然防止、早期発見、早期対応についての体制づくりと事後のケア等に努めていただきたい。

3 児童生徒の生活習慣に関する指導について (学校給食センター 指導班)

食育指導を含む生活習慣の改善指導は、栄養教諭のみでなく、他の教職員さらに は保護者、地域との連携による実施に努めていただきたい。保護者に対しては、食 育に関心を持ってもらうよう働きかけていただきたい。

また、給食管理を行う栄養教諭の指導時間の配慮にも努めていただきたい。 今後とも引き続き、「早寝・早起き・朝ご飯」運動の啓発と学力向上改善プラン に基づいた学習習慣の改善に向けた「学力向上基本計画」の策定をしていただき、 学校や保護者に学力向上に向けた学習習慣・生活習慣への取り組み周知を進めて いただきたい。

4 家庭教育への支援充実への取り組みについて (生涯学習課)

実施されている家庭教育セミナーは5コース、それぞれに特色あり、また対象や 内容も異なっている。集まってくる子どもたちにはリズム体操や歌・運動等の楽し い係わりで、母親たちには講話学習等を通しながら賢く逞しく子どもに向き合う人 として家庭教育の充実と着実な向上を目指してほしい。

また幼児の子育でに励む母親は、子どもたちへの指導の不安やひいては大変なストレスを蓄積しながらの日々でもあり、適切なアドバイスで自信と誇りをもって子育でに励むことができる様な声掛けと激励、支援を是非お願いしたい。

5 地域とともに歩む開かれた学校づくりについて (指導班 総務課 生涯学習課)

今後においても、港北中学校区をモデル地区に実践研究した「学校を地域が支える体制づくり」の取り組み内容の成果と課題を総括する中で、人材の発掘や活用の方法など、全市的に行われている同様の活動が円滑に進むよう情報提供を行うなど、学校と地域、家庭が連携した教育環境づくりを多彩で生き生きと活発なものにするための支援を行っていただきたい。

6 特別支援教育の充実について (指導班)

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うコーディネーターの派遣や支援員の配置が充実されたことは評価できる。

今後も、引き続き特別支援教育の充実のため、就学前の児童への支援や幼保小の 連携の在り方など検討していただきたい。

7 特色ある教育活動の充実について (指導班 学校教育課)

小学校へのALTの派遣について、児童生徒数の多い学校に派遣回数を増加するなど、学校規模による派遣回数の調整を実施していただきたい。

ものづくり体験活動や港ふるさと体験学習等については、今後も関係団体等と連携を密にしてその充実に努めていただきたい。

8 私学に対する支援について (学校教育課)

入学者の減少から私学の経営が厳しいと聞いており、地元から私学が無くならないように、様々な支援が必要と思います。市が私学への特色ある教育活動への振興と施設の老朽化に対応した補助は大変評価できる。

今後も国や道に対しても、助成の充実などの要望を行っていただきたい。 また、今後も私学支援への継続をお願いしたい。

第2 安心・安全に学べる教育環境の整備について

9 不審者対策について (指導班)

不審者被害件数は、ここ数年減少傾向にはあるものの、引き続き不審者情報をメールで知らせる不審者防犯システムの登録者の拡大に努め、注意喚起を図るとともに、関係機関の協力を得ながら、各学校での防犯教室や防犯訓練の他、地域安全パトロール隊への情報提供と行動連携を一層進めていただきたい。

虐待問題の取り組みについては、引き続き、学校や家庭、関係機関と密接な連携を図り、早期発見・早期対応をお願いするとともに、家庭の教育向上や保護者への支援の在り方等について検討していただきたい。

10 学校における子どもの安全確保について (指導班 総務課 学校教育課)

学校における子どもの様々な事故防止を進めるため、学校での危機管理の研修やマニュアル等の共通理解を図るなど、未然防止や初期対応に配慮をしていただきたい。また、事故後のケアなどでのトラブルも聞かれることから、保護者や児童生徒と状況に応じた適切な対応をお願いしたい。

地震から津波などから子どもを守るため、市教委で作成する参考資料を活用して 防災教育の充実を図って下さい。

11 子どもの安心・安全を地域で守り育てる体制の整備や啓発活動について(青少年課)

子どもに係わる重大な事件は発生していないが、引き続き地域関係団体等の活動により非行の未然防止に努めるよう一層の連携が望まれる。

また、啓発活動にも努め、地域住民一体となり子どもたちが安心・安全に学べる 環境づくりを進めていただきたい。

12 放課後の児童対策について (青少年課)

共働き世帯が増える中、今後とも引き続き、放課後児童対策施設の充実に努めていただくとともに、学校適正化配置計画と連動した施設配置については、今後の児童数の推移、地域事情など総合的に勘案し検討をしていただきたい。

13 学校給食について(給食センター)

今後とも引き続き、安心・安全な食材の確保に努めるとともに、施設設備等の整備を行い、安全な学校給食の提供に向けた一層の取り組みに努めていただきたい。 また、調理等業務の委託化にあたっても安全性の確保に十分留意され検討していただきたい。

さらに、できるだけ西胆振の特産物を活用した献立を立てるなど、地域の優れた 食文化を理解させる取り組みなども検討していただきたい。

学校給食費の滞納には、保護者間の不公平が生じないよう、法的対応等の行政の強い取り組みを示し、今後とも給食費の滞納解消に向けていただきたい。

14 ニート、ひきこもり、不登校など子ども・若者の抱える問題への対応について (青 少年課)

近年の児童虐待、いじめ等、子ども・若者をめぐる環境の悪化や、ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者の抱える問題が複雑化して来ています。 そのため、国では、「子ども・若者育成支援推進法」が平成22年4月から施行されておりますので、本市においても、子ども・若者が抱える問題の対策につなげられるよう、青少年問題協議会の再編などを進めて欲しいと思います。

15 学習環境の整備について (総務課 [施設適正配置])

第2期学校適正配置計画に基づき、統合校の開校が予定通りに進んでいるのと併せ、既存校の耐震対策についても最優先で取り組まれており、引き続き、着実に子どもたちの安全と学習環境の整備を図っていくことを希望する。

また、第3期学校適正配置計画で、残った地区の保護者や地域の方々に適正配置の方向性を示すことができたことは評価する。今後は、統合スケジュールに合わせて、順次統合推進協議会の設置を行っていくことになると思うが、引き続き、きめの細かい説明・対応を行って、学校・保護者・地域関係者の理解を得ながら、教育環境の整備の推進に向け努力をお願いする。

第3 生涯学習の推進について

16 社会教育の環境づくりについて (生涯学習課)

生涯学習を推進するための社会教育の3年間の前期推進計画が終了して、全90 事業に取り組まれたこと、また、具体的な評価基準に基づき90事業全てを社会教育委員の意見も取り入れながら成果と課題を整理したことは評価できるところです。

今後、社会教育前期推進計画を踏まえて新しい情勢変化に対応した中期計画を策定し着実な社会教育の環境づくりを推進してください。

17 文化振興について (生涯学習課〔文化振興〕)

「ベートーベン交響曲第九番演奏会」は、市民参加型の合唱とオーケストラの練習成果発表であり、プロとのコラボレーションを実現させた感銘深い演奏会であったことは評価します。また、それまでのプロセスが、室蘭文化を育む機会となりネットワークも広がったと思います。今後も代表的な室蘭文化と語れるような文化芸術活動を期待します。

また、文化芸術関連施設では、耐震診断結果後の施設のあり方については、文化団体等の関係団体の意見を反映した施設整備を望みます。

青少年科学館の耐震診断を実施して施設の安全性を確保してください。

18 図書館活動等の充実について (生涯学習課 [読書活動推進])

今後も読書に親しむ人が増えるよう、蔵書図書の充実に向けては、市民要望を反映して大人や子どもが興味を持つ本などを揃えていただくとともに、ふくろう文庫については、美術書や画集、写真集など、貴重で高価な手に入りにくい図書等もあり、ボランティアの会の活動により利用しやすい環境であることなども含めて、様々な媒体を通してPRに努めていただきたい。

また、将来を担う子どもたちに読書に親しむ機会を作るため、読み聞かせの活動や様々な行事をこれからも実施してください。

図書館の耐震診断を行って、施設の安全性を確保して下さい。

港の文学館については、貴重な資料を子どもたちへのふるさと学習に活かしていただきたいと思いますし、多くの市民が見ることが出来るように、様々な機会を通してPRに努めていただき、安心な施設で引き続きの公開を望みます。

19 男女平等参画社会の形成について(生涯学習課[男女平等参画推進])

男女平等参画意識を浸透させるためには、今後とも、継続的な取組が必要と思いますので、情報誌の発行や各種セミナーの開催などにより、市民意識の向上を図って下さい。

また、審議会等への女性登用の促進など、女性の職域拡大と登用促進につながるように、各種講座の開催や関係機関への啓発活動に取り組んで下さい。

胆振地方男女平等参画センターと女性センターの耐震診断を行って、施設の安全 性を確保してください。

20 スポーツ振興について (生涯学習課〔スポーツ振興〕)

今後も、市民の健康増進や体力づくりに向けた各種スポーツ大会などを企画していただき、特に希望者が多く出るような魅力ある事業等となるよう利用者ニーズの把握など取り組みを進めていただきたい。

スポーツ利用施設の確保に向けては、学校体育館が減少しており、今後も中学校の学校体育館の開放拡大や閉校後の学校グラウンドが利用できるように取り組んでいただきたい。

なお、看護専門学院や保健センターの体育館を地域に開放できたことは評価できる。

また、体育館の耐震診断と施設の老朽化への対応など、市民が安心・安全に利用できる施設となるように取り組みを進めて下さい。

<参考資料>

平成22年度 室蘭市教育行政方針

平成22年度・教育行政推進の基本方針と重点施策について申し上げます。

21世紀は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われております。社会状況が大きく変化する時代にあって、一人ひとりが生き生きと学びあうとともに、互いに尊重し合い、支えあう自立と共生の教育が求められております。

本年度は改正された教育基本法の理念や学校教育法の目的の実現に向けて、学校教育においては、新学習指導要領の移行期2年目にあたり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成など「生きる力」を育む教育を一層推進するとともに、これらの時代に求められる質の高い教育を提供すべく、鋭意取り組みを進めてまいります。

また、社会教育においては、市民一人ひとりが、生きがいを持って充実した生活を送るために、生涯にわたって、あらゆる機会、場所において学習や活動が充足され、その成果を適切に活かすことのできる生涯学習社会の実現が求められております。

そのためには、心のふれあう地域社会や安全で安心して暮らせるまちづくりを基盤に据えた、生き生きと活気あふれる室蘭の教育づくりを進めることが重要であります。

今後も学校教育と社会教育の一層の連携協力と学校と家庭、地域が一体となった効果的な取組みを通して市民の信頼に応える教育行政を進めてまいります。

以下、その施策の概要を申し上げます。

その第1は、自ら学び、うるおいのある活きた学力の育成と豊かな心と健やかな身体の 育成であります。

新学習指導要領移行期の2年目にあたって、はじめに、学力の向上についてですが、過去3回の全国学力学習状況調査における本市の結果から、小中学校ともに、基礎的・基本的な学習内容の習得が不十分であることや学習習慣の定着などに課題があることが明らかになっており、今後においても、全国学力調査や本市独自の標準学力調査を実施する中で、発達段階における学力を定期的に評価し、その結果を児童生徒や保護者に示すとともに、評価に基づいた学習計画に修正を加えながら「確かな学力」を育む教育課程の編成を継続的に進めてまいります。

また、子どもが、「できた」「わかった」という喜びを感じることのできる授業づくりや、自ら進んで家庭学習に取組もうとする指導の工夫など、教職員の資質能力の向上を目的とする研究として、引き続き、地球岬小学校、星蘭中学校を研究奨励校として指定し、鋭意研究を進めてまいりますとともに、平成23年度の新学習指導要領の完全実施に伴い使用する小学校教科書について採択をいたします。

次に、思いやりのある豊かな心を育む教育については、教育活動全体を通して体験的な活動を積極的に取り入れるなど、子どもの良さや可能性を伸長させる教育活動を進めてまいりますとともに、児童生徒の人間関係づくりや自己の生き方の自覚を深める道徳教育を全教育活動を通して推進し、その要となる「道徳の時間」の充実を図ってまいります。

次に、児童生徒の望ましい運動・食事・休養など生活習慣に関する指導については、体力向上に向けた取組みや栄養教諭を中核に特別授業を開催するなど、家庭教育と連携して「望ましい食習慣」と「食に関する自己管理能力」を身に付けさせ、健やかでたくましい体の育成に努めてまいります。

次に、心に寄り添う生徒指導として、「いじめの根絶」に向けて危機意識を持ち、「いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る」という意識に立って、未然防止や早期発見・早期対応の取り組みを一層進めるとともに、学びと育ちを支える環境づくりを推進するため、子育て出前セミナーを積極的に展開するなど家庭教育への支援充実に取組んでまいります。

一方、学校と地域、家庭が連携した教育環境づくりを多彩で生き生きと活発なものにするため、港北中学校区をモデル地区に実践研究している「学校を地域が支える体制づくり」については、取組み内容の成果と課題を検証するとともに、新たな人材の発掘や活用など、地域とともに歩む開かれた学校づくりをさらに進めてまいります。

次に、特別支援教育については、特別支援諸学校の協力を得て、教育相談や学習支援の 取り組みを継続して進めるとともに、特別支援教育支援員の拡充や配置を工夫するなど、 発達障がいを含む障がいのある子ども達への適切な指導と支援に一層取組んでまいります。

次に、特色ある教育活動については、国際化が急速に進む中、新学習指導要領に盛り込まれた小学校の外国語活動をさらに充実させるため外国語指導助手を増員し、積極的に活用する中で、コミュニケーション能力の育成など国際理解教育の充実に努めてまいります。

また、ものづくりのまち室蘭に関連する事業として、室蘭工業大学との連携や職場体験学習を通して児童生徒の生き方や望ましい職業観・勤労観を育む進路指導の充実を図るとともに、郷土室蘭の豊かな自然や環境に親しみを持ち、人間と環境との係わりについて理解を深めながら、環境保全に主体的にかかわる態度を育成する目的から環境教育教材として5中学校と2小学校及び青少年科学館に太陽光発電装置を導入し一層の学習効果を高めるなど、環境教育の充実に努めてまいります。

次に、私学に対する振興についてですが、私立幼稚園の振興や特色ある教育活動を進める高等学校・専修学校への支援の他、園舎や学校施設の老朽化に伴う大規模改修事業に対する支援を引き続き行ってまいります。

第2は、安心・安全に学べる教育環境の整備であります。

本市の不審者被害件数は減少に転じているものの、その内容については悪質なものも含まれていることから、不審者情報をメールで知らせる不審者防犯システムの登録者の拡大に引き続き努めるとともに、関係機関の協力を得ながら、防犯教室や防犯訓練の他、地域安全パトロール隊への情報提供と行動連携を一層進めてまいります。

また、不登校児童生徒数や虐待の疑い、いじめの件数は引き続き警戒する状況にあり、また、ネット上での誹謗中傷などの新たな問題や薬物乱用に関わる問題行動が懸念されていることから、定期的な調査を継続実施するとともに、要保護児童対策地域協議会とも連携しながら、未然防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの充実を図ってまいります。

次に、学校での事故対応についてですが、機能を停止した心臓の蘇生に有効であるAEDを全小学校に設置するとともに、学校危機管理マニュアルに則した未然防止や初期対応、事故後のケアなど、状況に応じた適切な対応の徹底に努めてまいります。

次に、子どもの安心・安全を地域で守り育てる体制の整備や啓発活動についてですが、 青少年健全育成推進協議会や保護司会など関係諸団体との連携を引き続き進めてまいりま すとともに、青少年を取り巻く有害環境の改善に努めてまいります。

次に、放課後の児童対策として、現在、一部の児童クラブ、スクール児童館で試行している土曜日・長期休業期間中の登録児童の開設時間については、全ての児童クラブ等において現状の午前8時30分から午前8時に30分延長するとともに、スクール児童館・児童センターの登録児童については有料化することで、児童クラブとの整合性を図ってまいります。

次に、学校給食については、地産地消を取り入れ、安心・安全な学校給食の提供に努めるとともに、滞納対策についても、法的対応の強化を進めてまいります。

次に、ひきこもり、ニート、不登校など子ども・若者の抱える問題の深刻化に対処する ため本年4月から施行される「子ども・若者育成支援推進法」の動向を見ながら、この課 題について取組んでまいります。

次に、第2期適正配置に関わる学習環境の整備についてですが、平成22年4月開校の 旭ヶ丘小学校については、グラウンド等の外構整備を行うとともに、平成23年4月開校 予定の翔陽中学校については、校舎棟を完成させるとともに外構整備に着手をしてまいり ます。

また、平成25年4月開校予定の中央・港南地区の統合中学校については、実施設計に 着手してまいります。

更に、蘭東中学校と向陽中学校の統合については、平成24年4月開校に向け、現蘭東中学校の耐震補強、大規模改修及び増築工事に着手をいたします。

また、東明・港北・本室蘭中学校の耐震補強・大規模改修工事を実施するとともに、武 揚・本室蘭小学校の体育館についても耐震補強工事等を実施いたします。なお、昨年6月 に今後の10箇年を目標とした「学校耐震化方策及び今後の学校適正配置方針」を示した ところでありますが、今後、この方針に基づいて「老朽化の解消」及び「適正学級の維持 を図る適正配置」を進めてまいります。

第3は、人生をより健康で充実した生活を過ごすための生涯学習の推進であります。

本市の社会教育を推進する上での指針となる「室蘭市社会教育振興計画」に基づき、本市の持つ地域特性を活かしつつ、市民の学習ニーズに対応した学習機会や指導者、団体・サークル、社会教育施設に関する情報の提供など、生涯学習に関する環境づくりや施策を総合的に推進してまいります。

文化振興につきましては、泉波芸術文化基金を活用し、ベートーベン交響曲第九番演奏会を開催するなど、関係諸団体と連携協力しながら、市民に優れた音楽や演劇などの鑑賞機会を提供してまいります。

また、文化センター機能の充実を図り、全道規模の大会がより多く開催できるようにするため、リハーサル室を増設するほか、管理棟の耐震診断調査を実施し、旧教育委員会の 跡活用について、地域の特性を活かした文化性の高い施設を検討してまいります。

市民美術館につきましては、児童生徒を含めた広く一般市民の芸術活動における発表の場として、関係団体と協力しながら、地域に密着した美術館活動を進めてまいります。

また、本市の歴史的遺産を大切にする取り組みとして、新たに市指定文化財を指定するほか、文化財の活用を図り意識の啓発を醸成するとともに民俗資料館の利用促進につきましては、魅力ある展示の充実に努めてまいります。

図書館につきましては、学校・家庭・地域などと連携協力をしながら、子どもが読書に 親しむ機会の充実を図るとともに、図書館ボランティアの拡充や読み聞かせ講座の開催な ど、豊かな感性や創造力を育む読書指導に努めてまいります。

男女平等参画社会の形成につきましては、「室蘭市男女平等参画基本計画」の検証作業を行うとともに、推進団体と協働した啓発活動を継続し意識の高揚に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、入江運動公園陸上競技場の全天候舗装の改修工事が終了 し、胆振・日高唯一の第2種陸上競技場として、今後とも市民はもとより道内外から親し まれる競技場の運営に努めてまいります。

また、昨年度は中島公園野球場のネットフェンスの設置や、体育館武道場の床の張替え 工事などを実施したところでありますが、今後におきましても、安心・安全に利用できる 施設整備に努めるとともに、関係団体と連携を図りながら、スポーツの機会拡大や各種大 会、合宿の誘致を進めてまいります。

また、各種社会教育施設の指定管理者とは、定期的な協議を行い利用者のニーズに応える魅力ある施設運営に今後とも努めてまいります。

以上、平成22年度教育行政方針について、申し上げました。教育改革が進められる中、教育行政の果たす役割は、ますます重要との認識に立ち、「子どもたちが生き生きと輝く室蘭の教育づくり」と「生涯にわたって主体的に学ぶ環境づくり」に努めてまいりますので、議会並びに市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。